

## 経口中絶薬の運用における慎重な対応を求める意見書

経口中絶薬は、外科的中絶が困難な症例に対する新たな選択肢として、令和5年4月に薬事承認されたが、その使用に当たっては、妊娠の継続を中断する1剤目の投与後は帰宅を認めつつも、胎嚢を排出する2剤目の投与後は入院または院内待機を必須とするなど、厳格な管理の下で運用されてきた。

その後、国は実態調査を行い、重篤な合併症は報告されていないとして、令和6年11月に薬事審議会の承認を経て使用要件を変更し、2剤目投与後であっても、本人が希望し、自宅から当該医療機関に通院可能なことや必ず再来院することなどを条件に、医師の判断で帰宅を許可できる運用とした。

しかし、こうした帰宅許可の要件が十分な周知や体制整備を伴わないまま安易に適用されれば、自宅等のトイレで胎嚢が排出され、下水に流されるような事態や、急激な出血・体調悪化時に適切な医療を速やかに受けられない事態、さらには若年女性が家族等に相談できず、孤立したまま対応を迫られる事態を招きかねないなど、生命の尊厳や女性の心身への負担の観点から看過できない問題をはらんでいる。

よって、国におかれては、人工妊娠中絶に限らず、予期せぬ妊娠に悩む女性への相談・支援体制のさらなる充実を図るとともに、母体の安全と健康を最優先とした医療提供体制の確保と今後の十分な実態検証を前提として、今後の要件変更を含め、経口中絶薬の運用に関して慎重な対応を行っていくよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月16日

石川県金沢市議会議長 前 誠 一

## 地域の医療・看護・介護を守る財政支援及び報酬改定を求める意見書

現在、医療機関と介護事業所は、物価高騰に伴うあらゆるコストの増大により、深刻な経営難に陥っている。医療分野では、診療報酬改定による財源確保が物価上昇や人件費上昇に追いついておらず、介護分野でも事業継続に必要な人件費、光熱費、物品費等の上昇が経営を圧迫している。

令和6年度診療報酬改定で新設されたベースアップ評価料については、看護職員の約3割が「賃金が減少した」と回答しており、診療報酬による補填が十分に機能していない実態が示されているほか、介護報酬については、令和6年度に改定がなされたところであるが、訪問介護の基本報酬引下げがなされるなど、経営が逼迫する状況が続いている、さらなる処遇改善が必要である。医療・看護・介護の提供体制の根幹は人であり、職員の確保が不可欠であるが、このまま医療機関や介護事業所の経営悪化が続けば、職員の離職・流出が進み、地域医療が崩壊して必要な医療・看護・介護を十分に提供できなくなる事態も想定される。

よって、国におかれでは、全ての人々が安心して医療・看護・介護を受けられる社会を実現するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 物価高騰や賃金上昇に苦しむ医療機関及び介護事業所の経営を下支えするため、速やかに十分な財政支援策を講ずること。
- 2 令和8年度診療報酬改定に際しては、物価上昇及び医療従事者の賃金上昇に対応できる、必要かつ十分な率の改定を行うこと。
- 3 介護報酬については、社会情勢を正確に把握し、介護従事者の処遇を必要かつ十分に改善するための改定を遅滞なく実施すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月16日

石川県金沢市議会議長 前 誠 一

## 難病と闘う人たち及びその家族を支える施策の充実を求める意見書

小児難病には病態未解明のものが多く、先天性神経疾患のレット症候群もその一つである。この疾病は、乳幼児期に獲得した言語・運動機能が低下する退行を特徴とし、会話・移動・食事など日常生活全般に長期介助を要するが、根本治療はなく、対症療法が中心で、患者は国内約1,000人の希少疾患である。

患者数が少ない難治性疾患では、一人一人の長期経過データが治療開発の鍵となる。しかし、現行の指定難病患者データベース及び小児慢性特定疾病児童等データベースは、臨床調査個人票の定型情報中心で、精細な時系列や診断の転機となる画像が継承されにくい問題がある。このことから、難病プラットフォーム等を基盤にして、症状・検査・薬剤推移の標準時系列化、診断根拠となる画像のD I C O M匿名化保存、電子カルテからF H I R連携を活用して自動抽出・登録する全国的仕組みを整え、診療負担を増やさず患者の経験を未来の治療・ケアへと繋ぎ、創薬・治験を加速させるため、医療D Xを活用してこれらの機能の実装を急ぐ必要がある。

よって、国におかれでは、難病と闘う人たち及びその家族を支える施策を充実するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 希少・難治性疾患の研究を国家的重點課題として位置づけ、研究費の財源を継続的に確保するとともに、難病プラットフォーム等において、症状・検査・薬剤の推移を標準時系列化し、診断・進行の要点となる診断根拠画像をD I C O Mで匿名化保存、電子カルテから自動抽出・登録できる仕組みと、必要な人材・ガイドラインを全国で整備すること。
- 2 希少疾病用医薬品の指定・開発支援の拡充として、海外で有効性が示された治療薬について、国際共同治験やリアルワールドデータ活用等により治験開始から承認・保険収載までの手続の迅速化を図るとともに、指定要件の明確化や審査の標準化を進め、制度改善をさらに推進すること。
- 3 小児期から成人期まで切れ目のない医療費助成及び医療体制構築を実現するため、小児慢性特定疾病から指定難病・障害福祉へ移行する際における移行期支援の標準化、ワンストップ相談体制の整備及び成人期診療を担う医療機関の確保・連携を国の責任で推進すること。
- 4 医療的ケアが必要な難病児者の在宅生活を支えるため、訪問看護・訪問リハの供給体制や短期入所・日中一時支援・レスパイトの受皿整備、担い手の処遇改善及び専門人材育成を強化すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月16日

石川県金沢市議会議長 前 誠 一

## 地方税財源の充実確保を求める意見書

人口減少や少子高齢化の急速な進行により、地域の担い手や技術職等の専門人材が不足する中、地方公共団体は、安定した行政サービスを提供するとともに、地域の実情に応じて創意工夫を凝らしながら、活力ある持続可能な地域社会を実現しなければならない。

一方で、地方財政においては、人件費の上昇や物価高騰等により事業費が膨らみ、歳出が増加する状況にあるため、これまでのようない人件費や投資的経費等を削減することで社会保障関係費の増加分を吸収することが難しくなっている。

このような状況の変化に的確に対応し、今後も地方公共団体が少子化対策やDX・GXの推進、地域経済の活性化、災害対策の強化、老朽化するインフラ整備等の取組を着実に推進することができるよう、地方税財源の充実確保を図る必要がある。

よって、国におかれては、地方公共団体が住民に十分な行政サービスを提供し、持続可能な地域社会を実現していくことができるよう、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 地方財政計画については、地方公共団体が責任をもって地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、人件費の増加や物価高への対応など、今後も増大する地方の財政需要を適切に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保すること。
- 2 いわゆる年収の壁のさらなる見直しや、ガソリンの暫定税率の廃止については、地方財政への影響を十分考慮し、地方の減収に対して、代替となる恒久財源を確実に措置すること。
- 3 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮されるよう、その総額を確保するとともに、臨時財政対策費については、新規発行額ゼロを継続しつつ、償還財源を確実に確保すること。さらに、中長期的な視点で、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度を確立すること。
- 4 地方公共団体が担っている役割と責任が見合うよう、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく、税収が安定する地方税体系を構築すること。
- 5 国が全国一律で子ども・子育て政策の強化を行う場合に生じる費用については、地方の負担とならないよう、国の責任において確実に財源を確保すること。ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月16日

石川県金沢市議会議長 前 誠 一

## 有機フッ素化合物（P F A S）対策の推進を求める意見書

有機フッ素化合物（P F A S）が河川や飲用水などから確認され、人への影響が心配されるなど、社会的問題となっている。

こうした中、国においては、2026年4月から水道水について水質基準項目にP F O S及びP F O Aを追加し、検査を義務化することとしている。

他方、金沢市においては、河川水及び飲用井戸の水質検査の結果、要監視項目であるP F O S及びP F O Aが検出されている。これを受け、去る11月13日、金沢市は環境省に対し、P F A Sについて、科学的知見の集積を行い健康被害や農畜産物等への影響を明確にすることのほか、P F O S及びP F O Aについて、指針値を超えた際の対応や自治体への財政支援、規制基準項目への追加等の法整備等を要望したところであり、さらなる対策の強化は喫緊の課題である。

よって、国におかれては、P F A Sに対する基準値を国際的水準等に対応するなど、規制を強化するとともに、実態調査、知見の集約及びその情報提供、健康被害対策並びに地方自治体への支援に取り組むよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月16日

石川県金沢市議会議長 前 誠 一